第１号様式（第２条、第８条関係）

 　　　　　　年　月　日

武蔵野市長　殿

（甲）債権譲渡人

所在地　　　　　　　　　　　　　　　工事

商号又は名称　　　　　　　　　　　　契約書の

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　使用印

（乙）債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　実印

債権譲渡承諾依頼書

 債権譲渡人（以下「甲」という。）が武蔵野市（以下「市」という。）に対して有する工事契約書（市と甲との間で締結された　　　年　月日付けの工事契約書）に基づく下記の工事代金債権を、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「国土交通省通達」という。）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用するために、債権譲受人（以下「乙」という。）と締結した　　　年　月　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、乙に譲渡することにつき、武蔵野市工事請負契約約款（以下「工事契約約款」という。）第４条第１項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事契約約款第41条に規定する契約不適合責任は、甲に留保されていることを申し添えます。

記

１　譲渡対象債権

譲渡される甲の工事代金債権は、本件請負工事が完成した場合において工事契約約款第30条第２項の規定による検査に合格し、引き渡した部分に相応する工事代金額から既に支払を受けた前払金、部分払金及び工事契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とします。ただし、工事契約が解除された場合においては、工事契約約款第46条第１項の規定による出来形部分の検査に合格し、引き渡した部分に相応する工事代金額から既に支払を受けた前払金、部分払金及び工事契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とします

　(1)　工事件名

　(2)　工事場所

　(3)　契約締結日　　　　　　　年　月　日

　(4)　工期　　　　　　　　　　年　月　日から　　　年　月　日まで

　(5)　工事代金額　　　　金　　円

　(6)　支払済前払金額　　金　　円

　(7)　支払済部分払額　　金　　円

　(8)　債権譲渡額　　　　金　　円

(8)＝(5)－(6)－(7)

なお、契約変更により工事代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(8)の金額は変更契約後の金額とします。この場合、甲及び乙は、速やかに工事代金債権計算書を市に提出します。

２　上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。また、上記工事の工事代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定がなされていないことを申し添えます。

３　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定その他債権の帰属及び行使を害する行為は行いません。

４　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行い、市には一切御迷惑をおかけしません。

５　乙においては、国土交通省通達等の融資制度に関係する諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請企業に対する適切な支払の確保を図るものとします。

６　融資制度の手続に関し必要な既済部分の確認は、乙が責任を持って厳正に行います。

７　甲及び乙は、工事契約に基づき市が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。

８　本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び工事代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。

９　上記のほか、甲及び乙は、融資制度に関係する国土交通省通達及び「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」並びに工事契約書の条項等を遵守します。

10　本件に関する乙の連絡先及び担当者

所 属

職及び氏名

電話番号

 　　　　　　　　年　月　日

（甲）

　　　　　　　様

（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　様

債権譲渡承諾書

 上記の工事代金債権の譲渡承諾依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事契約に基づく工事契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事契約約款第４条第１項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾により工事契約約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

　甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

武蔵野市長 　　　　　　　　　　 印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確定日付印欄 |  |
|  |